

## 鳥取県告示第21号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年2月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年1月13日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成23年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大地

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

河原 道弘

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

西伯郡日吉津村大字日吉津973-9

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、福祉サービスを必要とする人に、農業や手工芸などの生産活動を通して自立及び社会参加の支援に関する事業を行い、すべての人々の人権が尊重され、偏見や差別のない豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。